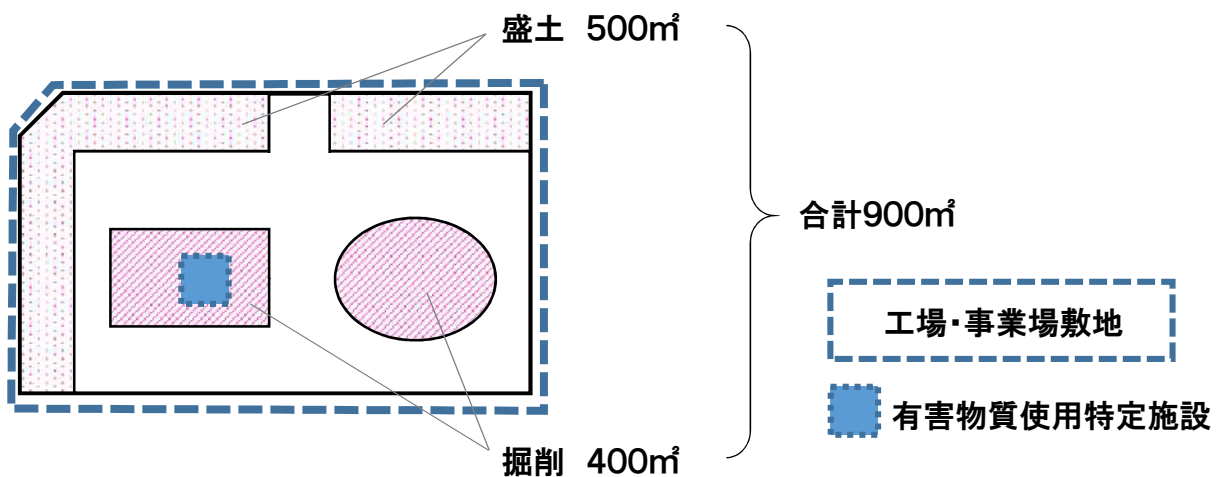


「有害物質使用特定施設の設置履歴」がある土地の形質の変更(掘削・盛土)を行う皆様へ

法第4条第1項 900㎡以上土地の形質の変更の届出について

★ 届出が必要になる場合

現に有害物質使用特定施設を設置している工場・事業場で、土地の形質の変更(掘削・盛土)の面積の合計が900㎡以上になるとき



※ ただし、次の①～⑥のいずれかに該当する場合、届出は不要です。

- ① 盛土しか行わないとき
(一部でも掘削を伴う場合は、盛土も含めて対象となります)
- ② 掘削の深さが50cm未満であり、土壌の飛散または流出がなく、土壌を区域外へ搬出しないとき
- ③ 農業を営むために通常行われる行為で、土壌を区域外へ搬出しないとき
- ④ 林業の用に供する作業路網の整備で、土壌を区域外へ搬出しないとき
- ⑤ 鉱山関係の土地において行われる行為
- ⑥ 非常災害のために必要な応急措置として行う行為



お問い合わせ

富士市役所環境保全課 電話:55-2776

★ 届出の方法

(1) 届出窓口

富士市役所 環境保全課（10階南側）

(2) 届出者

工事の施工に関する計画の内容を決定する者（開発業者や工事発注者）

(3) 届出期間

工事着手日の30日前まで

（中30日空ける。締切日が土・日・祝祭日の場合は、その前の平日まで）

締切日	30日前	…	5	・	4	・	3	・	2	・	1	・	開始日
3/1	3/2	…	27		28		29		30		31		4/1
金	土		水		木		金		土		日		月
2/28	3/2	…	27		28		29		30		31		4/1
金	日		木		金		土		日		月		火

(4) 届出書類…2部（提出用・事業所控）

① 「一定の規模以上の土地の形質の変更届出書」

（富士市のホームページからダウンロードできます）

② 土地の形質の変更を行う場所付近の地図

③ 形質の変更の内容を示した図面

・平面図、立面図、断面図

・掘削、盛土の範囲と深度がわかるもの

④ 形質の変更を行う土地の「登記事項証明書」（3か月以内に発行されたもの。コピー可）

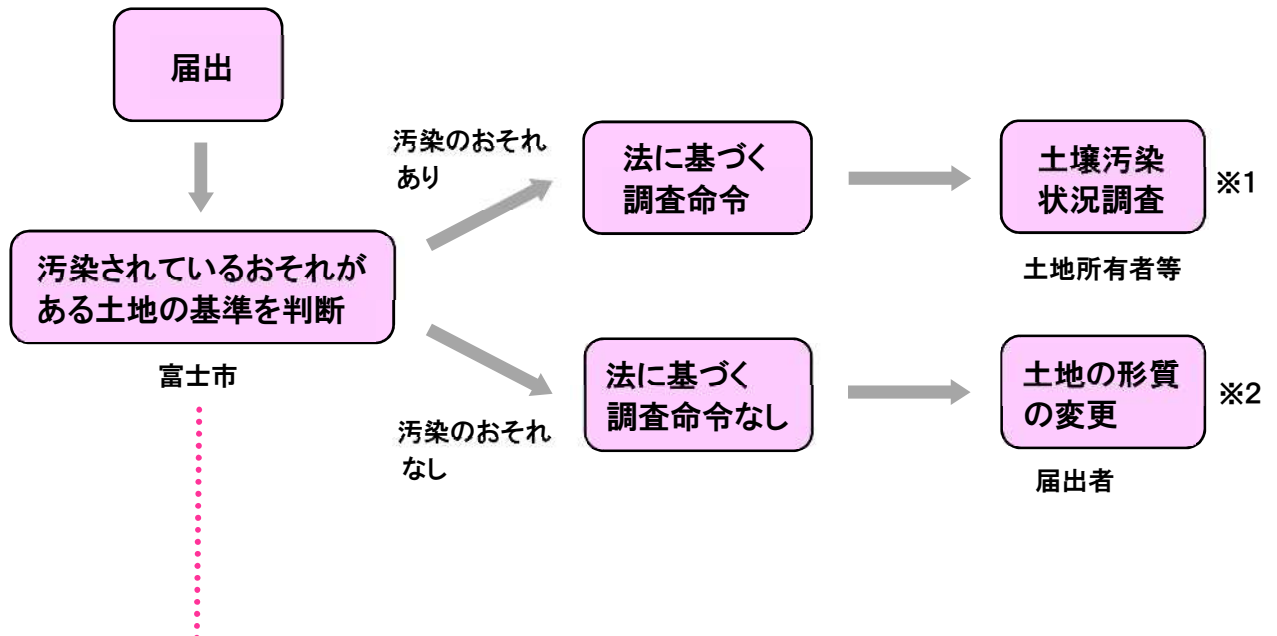
⑤ 形質の変更を行う土地の「公図」の写し（3か月以内に発行されたもの。コピー可）

⑥ 土地の形質の変更を行う者が当該土地の所有者でない場合は土地の所有者の同意

または、工事の請負契約書の写しなど

⑦ 土壤汚染状況調査の結果（任意）及び土地所有者の同意書

★ 届出の流れ



● 汚染されているおそれがある土地の基準〔土壤汚染対策法施行規則第26条〕

- ① 土壤の特定有害物質による汚染状態が環境省令で定める基準に適合しないことが明らかである土地
- ② 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が埋められ、飛散し、流出し又は地下に浸透した土地
- ③ 特定有害物質をその施設において製造し、使用し、又は処理する施設に係る工場又は事業場の敷地である土地又は敷地であった土地
- ④ 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体をその施設において貯蔵し、又は保管する施設に係る工場又は事業場の敷地である土地又は敷地であった土地
- ⑤ ②～④までに掲げる土地と同等程度に土壤の特定有害物質による汚染状態が環境省令で定める基準に適合しないおそれがある土地

※1 土壤調査の結果で汚染が判明した場合、その状況に応じて、土壤汚染対策法による要措置区域等に指定されるとともに、土地の形質の変更に制限が生じます。

※2 土地の形質の変更が行われることにより、土壤汚染状況調査の適正な実施に支障が生じ、命令を履行することができなくなる可能性があることから、土地の形質の変更は、一連の手続が終了してから実施してください。

★ Q&A

Q 届出の対象となる切土について

A 掘削と盛土の合計の面積が 900 m²以上ある場合で、かつ工事全体のうち切土の深さが一部でも 50cm 以上である場合は、届出の対象となります。

また、アスファルト・コンクリート・砕石や砂利の除去・舗装についても、届出の規模の面積に含めます。なお、除去の際に土壌面まで達しない場合は、その範囲を図面に明記してください。

Q 掘削の深さが50cm未満の場合は、届出をしなくてよいか？

A 深さ 50cm 未満の掘削であっても、届出が必要な場合があります。

- ・ 土壌を区域外へ搬出する場合
- ・ 土壌の飛散または流出を伴う場合

いずれかにあたる場合は、届出が必要になります。

Q 工場または事業場の土地において、土壌汚染対策法施行前(平成 15 年 2 月 15 日)に有害物質使用特定施設の使用を廃止した場合は届出の対象となるのか。

A 法施行前に使用が廃止されている工場または事業場については、届出の対象とはなりません。

Q 有害物質使用特定施設の使用が廃止され、現在、法第3条ただし書の確認を申請している土地について、どのように届出したらよいか。

A 有害物質が廃止され、土壌汚染状況調査の報告を行なうまで、又は法第3条第1項ただし書の確認を受けるまでの期間においても、900m²以上の法第4条第1項の届出が必要となります。

Q 建物の解体とその後の造成など工期がずれる場合や、工事計画が複数年に渡って行われる場合は、掘削・盛土の面積を分けて算出してもよいか？

A 工期がずれている場合や複数年に渡って工事が行われる場合は、複数ある工事が“一連”の工事と見なされるか否かで算出すべき面積が異なります。

一連の工事の捉え方について疑義が生じた場合は環境保全課までご相談ください。

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書

工事開始の30日前までに提出してください →

年 月 日

(あて先) 富士市長

〒417-0055

住所および氏名
(法人の場合は代表者の氏名)

富士市永田町1丁目2番地
株式会社 ○○建設
代表取締役 富士 太郎

第3条第7項の規定により、一定の規模以上の土地の形質の変更について、次の
第4条第1項

とおり届け出ます。

土地の形質の変更の対象となる土地の所在地	富士市永田町1丁目100番 外5筆	
土地の形質の変更の場所	別紙のとおり（平面図）	
土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ	4,000㎡(盛土:2,000㎡、掘削:2,000㎡) 深さ:最大2.5m 別紙のとおり(断面図)	
土地の形質の変更の着手予定日	○○年○○月○○日	
法第3条第1項の ただし書の確認を 受けた土地において 法第3条第7項 の規定による土地 の形質の変更をする 場合	工場又は事業場の 名称	/
	工場又は事業場の 敷地であった土地 の所在地	
現に有害物質使用 特定施設等が設置 されている工場又 は事業場の敷地に おいて法第4条第 1項の規定による 土地の形質の変更 をする場合	有害物質使用特定 施設が設置されて いる工場又は事業 場の名称	富士○○株式会社○○工場
	有害物質使用特定 施設の種類の	65 酸又はアルカリによる表面処理施設
	有害物質使用特定 施設の設置場所	別紙のとおり
	特定有害物質の種 類	シアン化合物、ふっ素及びその化合物

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあっては、その代表者）が署名することができる。

★ 関係法令

● 土壤汚染対策法(抜粋)

第4条 《土壤汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の調査》

土地の掘削その他の土地の形質の変更(以下「土地の形質の変更」という。)であって、その対象となる土地の面積が環境省令で定める規模以上のものをしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の三十日前までに、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の場所及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りではない。

- 一 軽易な行為その他の行為であって、環境省令で定めるもの
- 二 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

2 前項に規定する者は、環境省令で定めるところにより、当該土地の所有者等の全員の同意を得て、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況について、前条第1項の環境大臣又は都道府県知事が指定する者(以下「指定調査機関」という。)に同項の環境省令で定める方法により調査させて、前項の規定による土地の形質の変更の届出に併せて、その結果を都道府県知事に提出することができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による土地の形質の変更の届出を受けた場合において、当該土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがあるものとして環境省令で定める基準に該当すると認めるときは、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況について、当該土地の所有者等に対し、前条第一項の環境大臣が指定する者(以下「指定調査機関」という。)に同項の環境省令で定める方法により調査させて、その結果を報告すべきことを命ずることができる。ただし、前項の規定により当該土地の土壤汚染状況調査の結果の提出があった場合は、この限りではない。

● 土壤汚染対策法施行規則(抜粋)

第22条 《土地の形質の変更の届出の対象となる土地の規模》

法第四条第一項の環境省令で定める規模は、三千平方メートルとする。ただし、現に有害物質使用特定施設が設置されている工場若しくは事業場の敷地又は法第3条第1項本文に規定する使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場若しくは事業場の敷地(同項本文の報告をした工場若しくは事業場の敷地又は同項ただし書の確認を受けた土地を除く。)の土地の形質の変更にあつては九百平方メートルとする。

第23条《土地の形質の変更の届出》

法第四条第一項の届出は、様式第六による届出書を提出して行うものとする。

2 前項の届出には、次に掲げる図面及び書類を添付しなければならない。

- 一 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした平面図、立面図及び断面図
- 二 土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合にあっては、当該土地の所有者等の当該土地の形質の変更の実施についての同意書

第24条

法第四条第一項の環境省令で定める事項は、次に掲げる行為とする。

- 一 氏名または名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 土地の形質の変更の対象となる土地の所在地
- 三 土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ
- 四 現に有害物質使用特定施設が設置されている工場若しくは事業場の敷地又は法第三条第一項本文に規定する使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場若しくは事業場の敷地(同条第一項本文の報告をした工場若しくは事業場の敷地又は同項ただし書の確認を受けた土地を除く。)にあっては、当該工場若しくは事業場の名称、当該有害物質使用特定施設の種類及び設置場所並びに当該有害物質使用特定施設において製造され、使用され、又は処理されていた特定有害物質の種類

第25条《土地の形質の変更の届出を要しない行為》

法第四条第一項第一号の環境省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 次のいずれにも該当しない行為
 - イ 土壌を当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ搬出すること。
 - ロ 土壌の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更を行うこと。
 - ハ 土地の形質の変更に係る部分の深さが五十センチメートル以上であること。
- 二 農業を営むために通常行われる行為であって、前号イに該当しないもの
- 三 林業の用に供する作業路網の整備であって、第一号イに該当しないもの
- 四 鉱山関係の土地において行われる土地の形質の変更
- 五 都道府県が第三条から第十五条までに定める方法に準じた方法により調査した結果、基準不適合土壌が存在するおそれがない又は土地の土壌の汚染状態が全ての特定有害物質の種類について土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合するものと認めら

れるものとして都道府県が指定した土地において行われる土地の形質の変更

第26条《特定有害物質によって汚染されているおそれがある土地の基準》

法第四条第二項の環境省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 土壤の特定有害物質による汚染状態が法第六条第一項第一号の環境省令で定める基準に適合しないことが明らかである土地であること。
- 二 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が埋められ、飛散し、流出し、又は地下に浸透した土地であること。
- 三 特定有害物質をその施設において製造し、使用し、又は処理する施設に係る工場又は事業場の敷地である土地又は敷地であった土地であること。
- 四 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体をその施設において貯蔵し、又は保管する施設(特定有害物質を含む液体の地下への浸透の防止のための措置として環境大臣が定めるものが講じられている施設を除く。)に係る工場又は事業場の敷地である土地又は敷地であった土地であること。
- 五 前三号に掲げる土地と同等程度に土壤の特定有害物質による汚染状態が法第六条第一項第一号の環境省令で定める基準に適合しないおそれがある土地であること。

第27条《法第四条第一項の届出に係る土地における土壤汚染状況調査の命令》

法第四条第三項の命令は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

- 一 法第四条第三項に規定する調査対象となる土地の場所及び有害物質の種類並びにその理由
- 二 法第四条第三項の命令に係る報告を行うべき期限